

定期報告対象一覧(建築設備)

下表に掲げる建築物(当該用途の床面積が2,000平方メートル以上のものに限る)の換気設備、排煙設備、非常用照明装置が対象となります。

対象(避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの(1-bを除く))			報告時期
用途		規模等(いずれかに該当するもの)	
1	a	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)公会堂又は集会場	毎年 9月1日から 11月30日まで ※ ¹ 報告は検査の 2ヶ月以内
	b	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)公会堂又は集会場	
2	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が500平方メートル以上のもの ・当該用途の床面積が3,000平方メートル以上のもの 	
3	旅館又はホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの 	
4	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、就寝用途の児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの(病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る) 	

※1

建築基準法施行細則

第7条第4項 法第12条第3項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前2月以内に行わなければならない。

定期報告対象となる建築設備の種類

報告対象施設用途	建築設備の種類	建築設備の内容	報告の要否
①劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場 ②百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 ③旅館又はホテル ④病院、診療所、就寝用途の児童福祉施設等 ※上記①から④に掲げる施設の床面積2,000㎡以上	換気設備	中央管理方式による空調設備 (無窓居室の機械換気)	必要
		上記以外の機械換気	不要
		用途①②で火気使用のための機械換気	不要
		用途③④で火気使用のための機械換気	必要
	排煙設備	居室に設けられた機械排煙設備	必要
	非常用照明	開放型蓄電池を予備電源としたもの	必要
		開放型蓄電池と自家用発電装置とを組み合わせたもの	必要
		内蔵型及び密閉型蓄電池のみ	不要
自家用発電機装置のみ		不要	

※衛生設備はすべて対象外とし、報告は不要です。